

愛西市一般廃棄物処理計画

- ごみ処理基本計画
- 生活排水処理基本計画



令和3年3月

愛知県愛西市

目 次

第1章 総論	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の範囲	2
第2章 地域の概要	
1 市の概要	3
2 社会条件	4
第3章 ごみ処理の現状	
1 収集運搬の状況	6
2 ごみ量の実績	8
第4章 ごみ処理基本計画	
1 基本方針	11
2 減量目標	11
3 将来予測	12
4 ごみの種類及び分別の区分	15
5 収集運搬計画	16
6 中間処理計画	19
7 最終処分計画	20
8 最終処分場	20
第5章 生活排水処理基本計画	
1 計画策定の趣旨	21
2 生活排水処理に係る理念及び目標	21
3 生活排水処理施設整備の基本方針	21
4 生活排水処理の状況	22
5 生活排水処理形態別人口	24
6 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況	25
7 生活排水処理の課題	25
8 生活排水の処理主体	26
9 生活排水処理基本計画	27

第6章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1	現状	28
2	収集運搬計画	28
3	中間処理計画	29
4	最終処分計画	30

第1章 総論

1 計画の目的

21世紀は、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題が身近な問題として捉えられるようになっていきます。

これまで、私たちは「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動や生活様式で発展を遂げてきました。その結果、地球温暖化や有害物質による環境汚染といった環境問題が生まれ、また、廃棄物についても、その処理過程で発生する環境汚染や最終処分場の確保などが問題になっています。これら諸問題の解決を図るため、生産から流通、消費、廃棄に至るまで資源の有効利用などを効率的に進め、資源の消費を抑制し、環境負荷の少ない「循環型社会」への転換を図ることが緊急の課題となっており、国では循環型社会の構築を推進するため、関連する法律の整備をはじめ、3Rの推進「ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）」などに取り組んでいます。

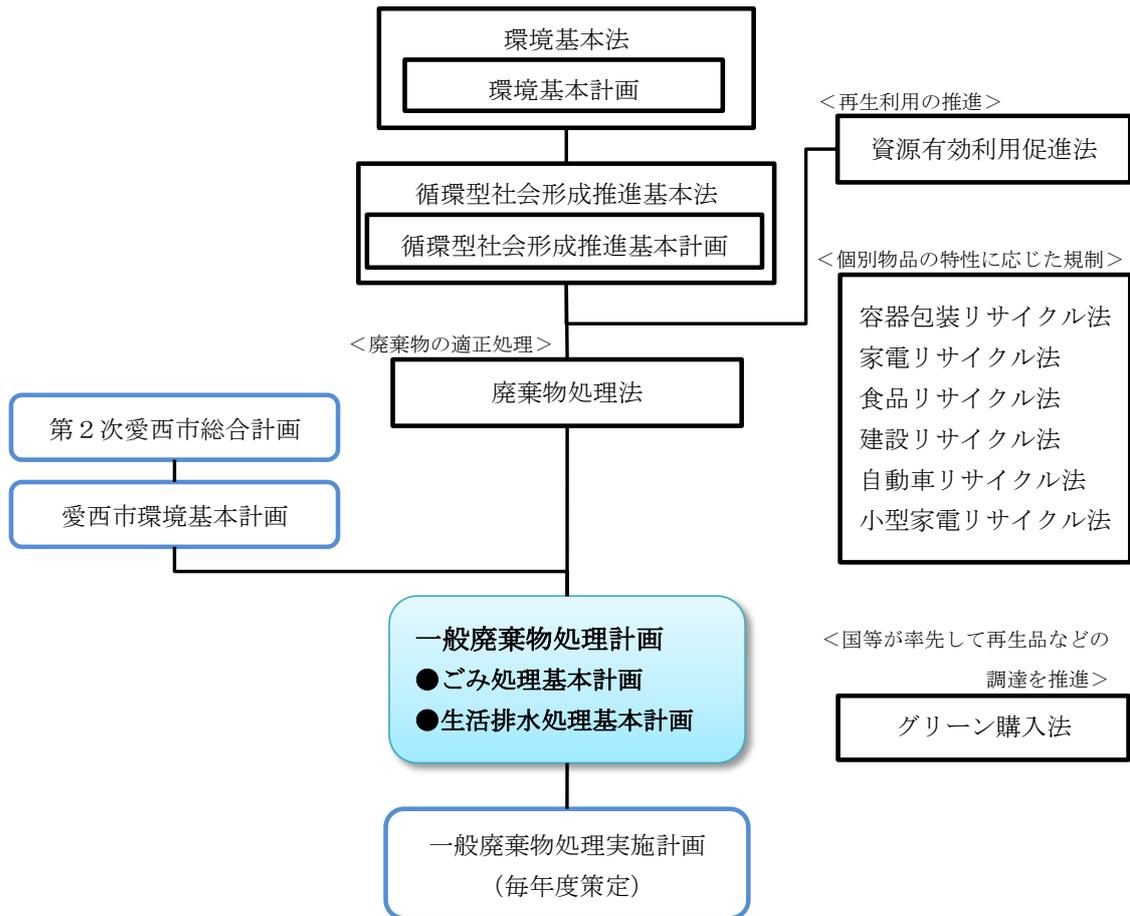
このような社会情勢の中、愛西市（以下「本市」という。）では、「生活環境の保全」及び「公衆衛生の向上」を図るため、構成市町村と海部地区環境事務組合（以下「組合」という。）の施設などを適宜整備し、市内で発生する一般廃棄物を適正に処理・処分する一方、カン、ビンなど再生可能な資源の分別収集や古紙などの集団回収の奨励とごみの資源化にも努めています。

このような背景のもと、限られた財源の中で効率的な一般廃棄物処理事業を推進していくため、また、将来に向けて循環型社会を形成し、環境を保全していくために一般廃棄物処理計画を策定しました。前計画は平成23年度から平成32年度（令和2年度）までの計画期間としていましたが、本計画は新たに令和3年度を計画初年度とし令和12年度を目標年度として策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市が長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るために、ごみの発生抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

また、本市が策定した「第2次愛西市総合計画」、「愛西市環境基本計画」を上位計画として位置付けています。



3 計画の期間

本計画は令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10年を計画期間とします。

なお、おおむね5年ごとに、また計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は必要に応じて見直すこととします。

4 計画の範囲

本計画で対象とする範囲は、本市内から発生する一般廃棄物とします。

第2章 地域の概要

1 市の概要

本市は、名古屋市の西方約20km、愛知県の最西端で、岐阜県及び三重県との境界部に位置しています。面積は66.6km²、地勢は平坦で、木曾川の沖積層という肥沃な土壤に恵まれており、また濃尾平野の自然が多く広がっています。市内のほぼ全域が海拔0m以下となっており、これまで水との深く長い戦いの中、様々な問題を克服しつつ発展してきました。

市内には、JR関西本線、名古屋鉄道の津島線及び尾西線、近畿日本鉄道名古屋線といった鉄道網を有し、周辺都市との連携が図られています。また、道路交通網としては、国道1号・155号が貫いているほか、高速自動車の東名阪自動車道「弥富インターチェンジ」が南部に隣接していますが、国・県道をはじめとした幹線道路は少ない状況です。広域的な道路交通に関しても、最西端に日本有数の河川である木曾川が流れていることから、隣接する岐阜県及び三重県からのアクセスは東海大橋及び長良川大橋・立田大橋の2路線に限られています。

現在、本市は深刻な少子高齢化、産業構造・社会経済情勢の大きな変動、地方分権の推進、厳しい財政状況など、さまざまな環境が取り巻いています。特に、市の財政状況は決して楽観視できる状況ではなく、新たな財源の確保を模索することはもとより、市民にとって重要な課題を重点的に克服するため、限られた財源をより効果的に活用することに知恵と工夫を凝らして、地域の特長を活かした均衡ある発展を図ることが求められています。

また、産業別就業者の割合は、大都市近郊という地理的環境もあって、第3次産業が最も多く、全体の6割以上である一方、市西部の立田・八開地区においては、特産品のレンコンの産地として第1次産業就業者が約3割を占めていますが、高齢化や後継者の不足などにより農業従事者は減少傾向にあります。

このほか観光（交流）に関しては、木曾川などに由来する個性的な歴史・自然資源を多く有しています。

2 社会条件

(1) 人口及び世帯数の推移

平成22年度から令和元年度までの人口及び世帯数の推移は、図2.2.1に示すとおりです。

人口は年々減少しており、世帯数は増加傾向にあります。これは核家族化が増加傾向にあることを示しています。

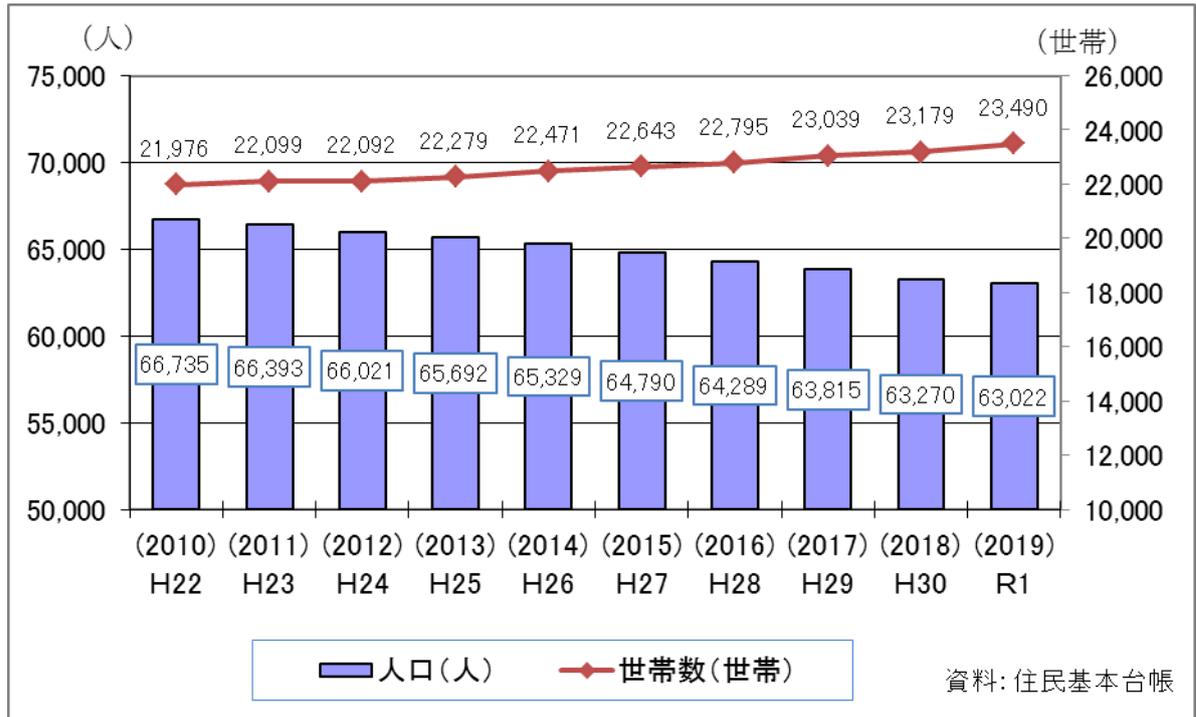


図2.2.1 人口及び世帯数の推移（各年度10月1日現在）

(2) 年齢・男女別人口

本市の年齢別人口は図2.2.2に示すとおりです。15歳未満人口は総人口に対して11.4%、15歳～64歳人口は57.6%、65歳以上人口は31.0%、となっています。

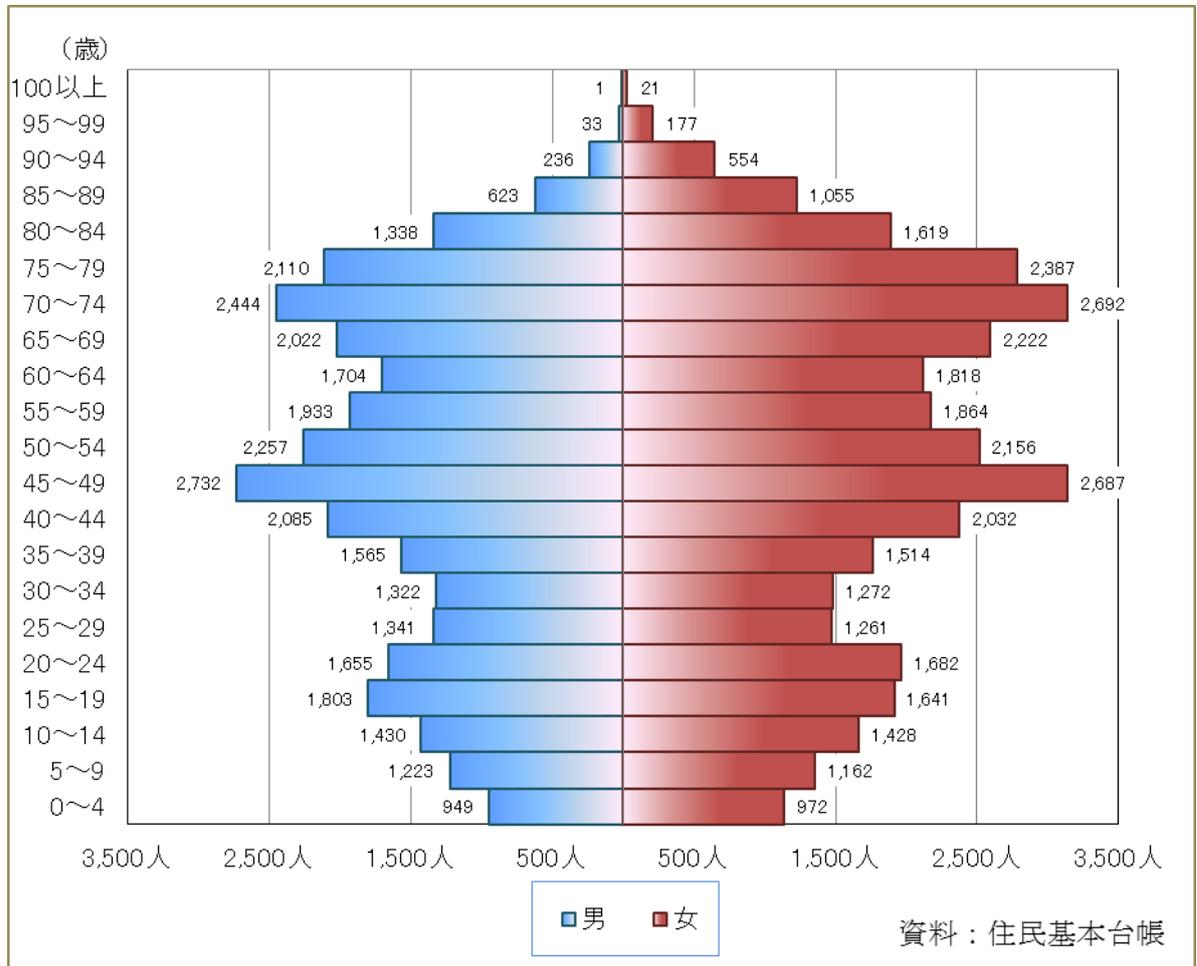


図2.2.2 年齢別人口（令和元年10月1日現在）

第3章 ごみ処理の現状

1 収集運搬の状況

(1) 収集対象

収集対象地域は、行政区域全体であり、家庭より排出されるごみを対象とし、市が主体となって収集しています。

事業所より排出されるごみについては、事業者自ら組合へ搬入または許可業者による収集としています。

(2) 収集運搬体制

収集運搬体制及び処理の現状については、表 3.1.1、表 3.1.2 及び図 3.1.1 に示すとおりです。

収集回数は、可燃物ごみが週2回、プラスチック類ごみが週1回、不燃物ごみ、粗大ごみ及び資源ごみが月2回となっています。収集運搬業務は、すべて業者委託で行っており、その収集方法は、可燃物ごみ、プラスチック類ごみ及び不燃物ごみがステーション方式、粗大ごみがステーション方式及び戸別回収、資源ごみがステーション方式、拠点回収及び集団回収により行っています。

表 3.1.1 収集運搬体制

区 分	収集回数	収集方法	排出方法	収集・運搬方式
可燃物ごみ	週2回	ステーション方式	指定袋	委 託
プラスチック類 ごみ	週1回	ステーション方式	指定袋	委 託
不燃物ごみ	月2回	ステーション方式	指定袋	委 託
粗大ごみ	月1回	ステーション方式	粗大ごみシール	委 託
	月1回	戸 別 回 収	戸別粗大ごみ シール	委 託
資源ごみ	月2回	ステーション方式 拠点回収・集団回収	専用容器	委 託
廃乾電池等	年3回	ステーション方式 拠 点 回 収	専用容器	委 託
小型廃家電	随時	拠 点 回 収	専用容器	委 託

表 3.1.2 処理の現状

中分類	小分類	中間処理	搬入先
家庭ごみ	可燃物ごみ	組合	灰は組合指定処分場
	プラスチック類ごみ	組合	灰は組合指定処分場
	不燃物ごみ	組合	金属は再生資源化業者 灰は組合指定処分場
	粗大ごみ	組合	金属は再生資源化業者 灰は組合指定処分場
資源ごみ	カン類	委託業者	再生資源化業者
	ビン類	委託業者	再生資源化業者
	古紙類	委託業者	再生資源化業者
	古布類	委託業者	再生資源化業者
	ペットボトル	委託業者	再生資源化業者
	白色トレイ	委託業者	再生資源化業者
有害ごみ	廃乾電池、廃蛍光管	組合	再生資源化業者
その他ごみ	小型廃家電	組合	再生資源化業者
事業系ごみ	可燃物ごみ	組合	灰は組合指定処分場

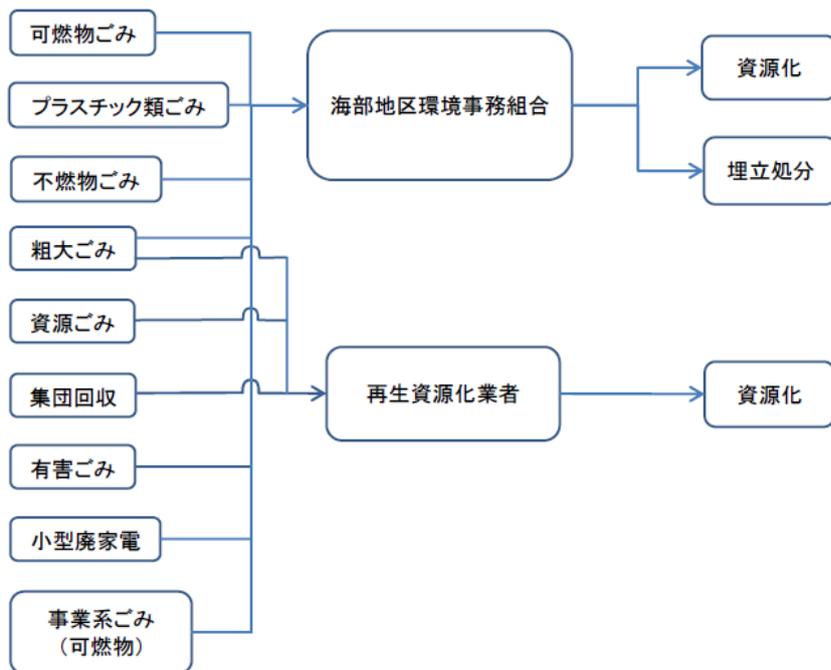


図3.1.1 ごみ処理フロー

2 ごみ量の実績

過去5年間（平成27年度～令和元年度）の家庭ごみ、資源ごみ及び事業系ごみの排出量実績の推移は、図3.2.1から図3.2.5までに示すとおりです。

家庭ごみの排出量については、平成27年度は13,729tに対し、令和元年度は13,461tです。5年間全体では微減となりました。

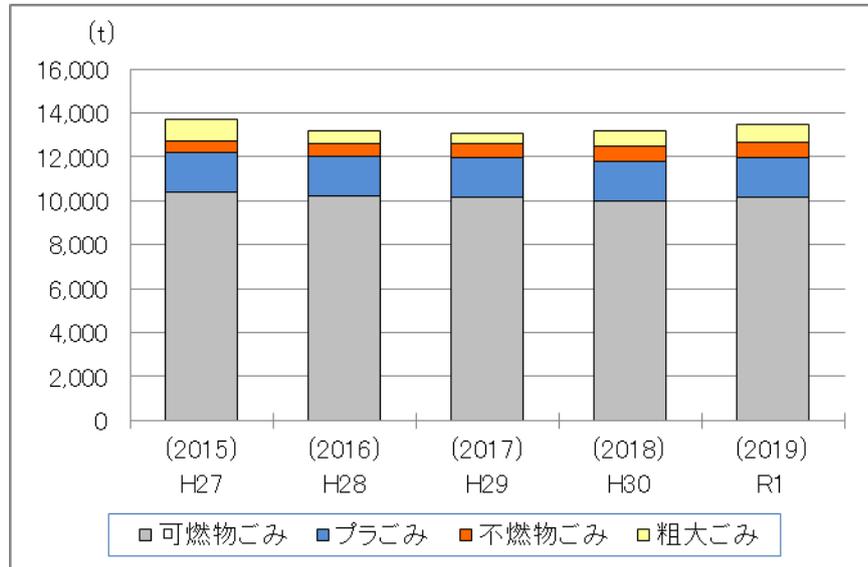


図3.2.1 ごみ排出量実績（家庭ごみ）

資源ごみ（行政回収・集団回収）の回収量については、平成27年度は2,088tに対し、令和元年度は1,390tです。5年間全体で行政回収・集団回収とも減少傾向にあります。これは民間の資源ごみ回収ステーションの設置の増加により、市が回収する資源量が減少したと考えられます。

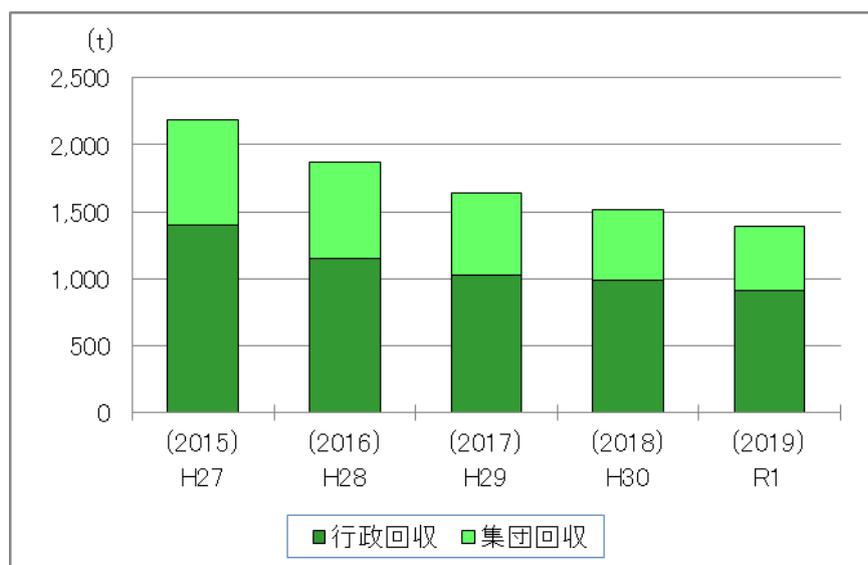


図3.2.2 ごみ回収量実績（資源ごみ）

事業系ごみの排出量については、平成27年度は2,088tに対し、令和元年度は2,660tです。平成29年度を境に増加傾向にあります。

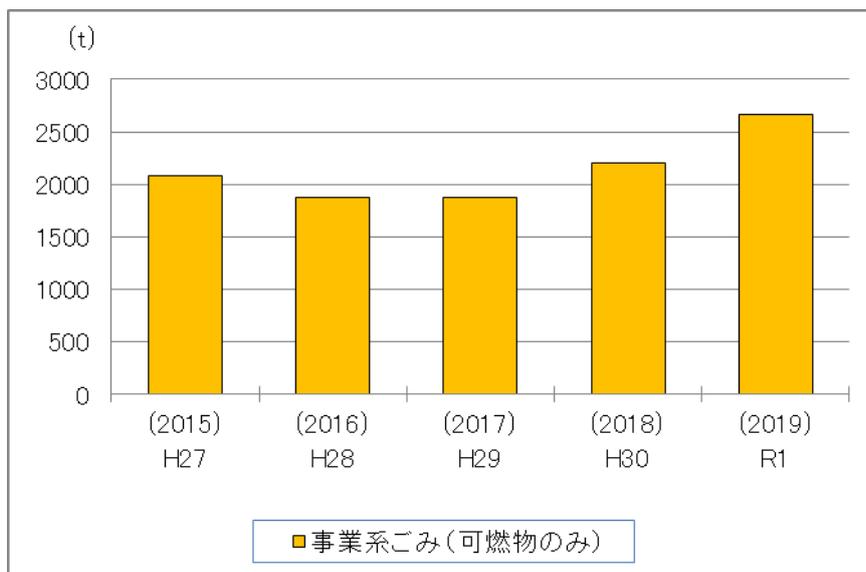


図3.2.3 ごみ排出量実績（事業系ごみ）

1年間のごみの総排出量は、令和元年度では17,511tであり、平成27年度の総排出量18,008tに比べ2.8%減少しています。1年間のごみの総排出量を1人1日当たりに換算すると、令和元年度は761gで、平成27年度の761gと同じです。

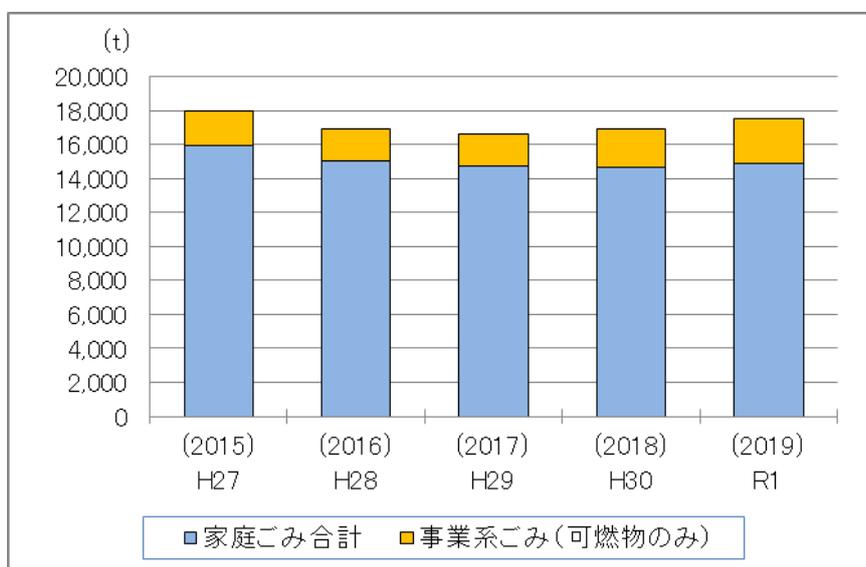


図3.2.4 1年間のごみの総排出量

また、1人1日当たりの家庭ごみの排出量は平成27年度は581gに対し、平成元年度は585gです。5年間では微増となりました。

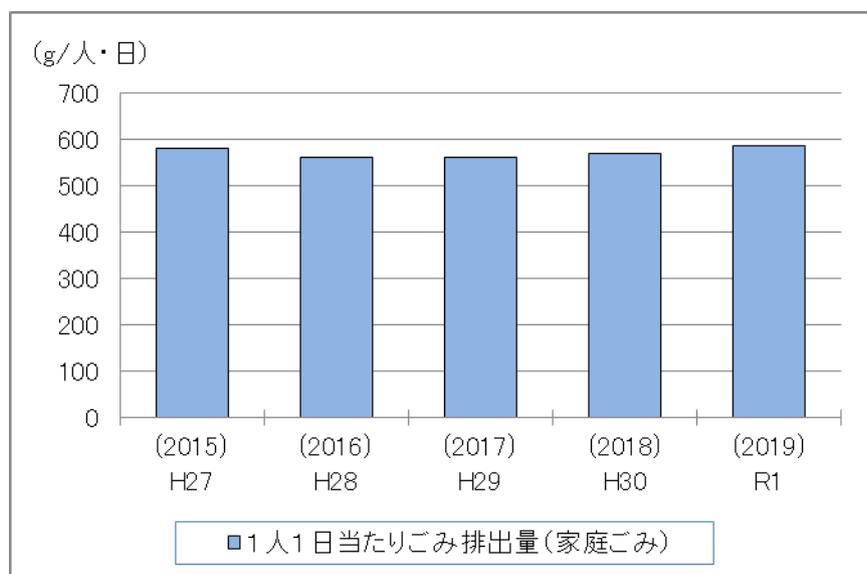


図3.2.5 1人1日当たり家庭ごみ排出量

第4章 ごみ処理基本計画

1 基本方針

廃棄物であるごみを適正に処理することは、本市の人々の環境を保全するうえで、きわめて重要なものとなっており、行政の最重要課題となっています。ごみには、一般廃棄物・産業廃棄物・感染性医療廃棄物等に区分されますが、本市の行政責任は、その内の一般廃棄物であるため、一般廃棄物のみの処理計画を作成するものです。また、ごみ全体については、廃棄物発生抑制、リサイクルの促進及び適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、「循環型社会」の構築という目標に向けて、住民・事業者・行政の協働のもと、3R【ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）】を基本として、ごみの減量、サイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型の市を目指します。

2 減量目標

減量目標のための方策は、上記の基本方針により3Rを推進し、以下のとおり具体的な取組みを示すものとします。

目標年次である令和12年度（2030年度）に、1人1日当たり家庭ごみ排出量を520gにすることを目標とします。

（1）発生抑制（Reduce）の取組みの推進

発生抑制に向けた取組みは、住民や事業者のごみに関する意識の高さや姿勢に依存されるものであるため、住民への広報啓発活動や事業者への協力を通じ、以下に示す活動を展開していきます。

①使い切り・食べきりなど食品ロス削減の推進

②生ごみ処理槽及び家庭用生ごみ処理機による堆肥化

※生ごみ処理槽及び家庭用生ごみ処理機設置補助金を平成17年4月1日より実施しています。

・生ごみ処理槽	222基
・家庭用生ごみ処理機	286台（令和元年度末現在）

③長期使用可能な製品の利用

④「台所で発生する生ごみ」の水切りの励行

(2) 再使用 (Reuse) の取組みの推進

再使用は、住民が生活の中で選択するものであることから、再使用の必要性やその方法などの情報及び機会の提供を通じて以下に示す活動を展開していきます。

- ①使用可能な容器の利用
- ②フリーマーケットやリサイクルショップの利用

(3) 再生利用 (Recycle) の取組みの推進

再生利用は、本市が行う資源回収及び住民による集団回収が主な取組みであり、これらの取組みによる効果の拡大に向けた施策を検討するとともに、広報啓発活動を通して住民に協力を促していきます。

- ①集団回収の支援
- ②回収方法及び回数検討
- ③剪定枝などの資源化

3 将来予測

(1) 人口の推計

令和12年度の人口は57,542人へと推移するものとします。推計結果は、図4.3.1に示すとおりです。

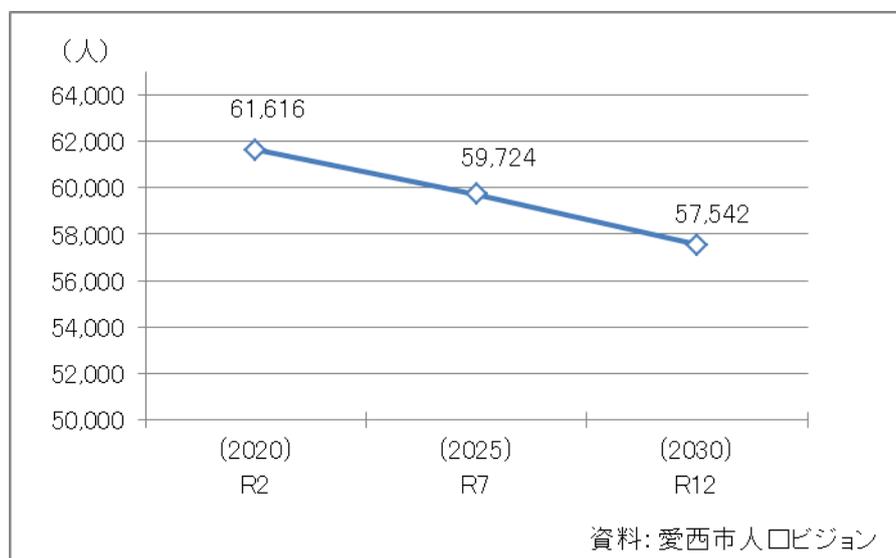


図 4.3.1 人口推計予測

(2) ごみ発生量の見込み

基本方針に基づいた具体的な施策を実施することによって、家庭ごみ、資源ごみ及び事業系ごみの将来のごみ発生量の推計は、図 4.3.2 から図 4.3.4 までに示すとおりです。

家庭ごみは、10,921t と見込むものとします。

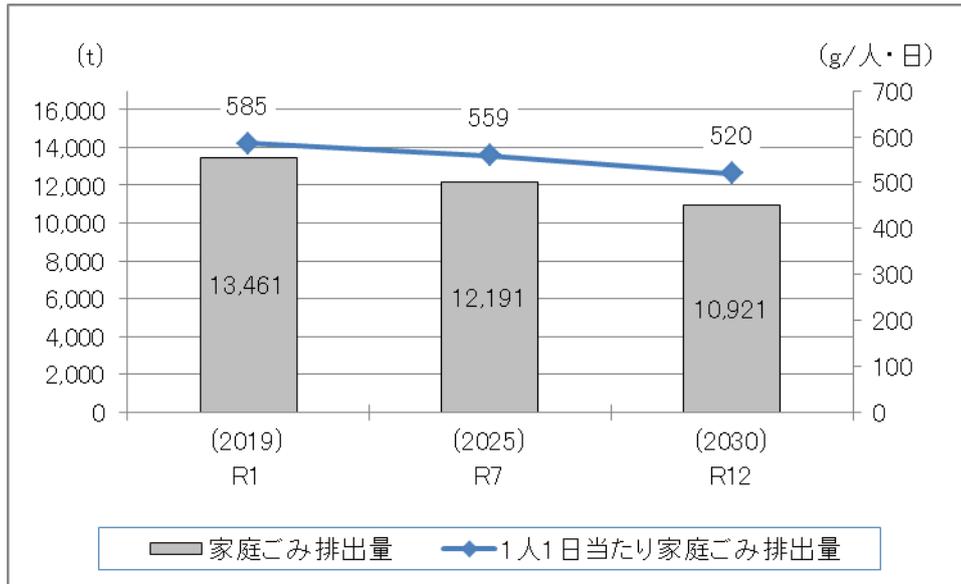


図 4.3.2 将来のごみ量推計（家庭ごみ）

資源ごみは、1,378t と見込むものとします。

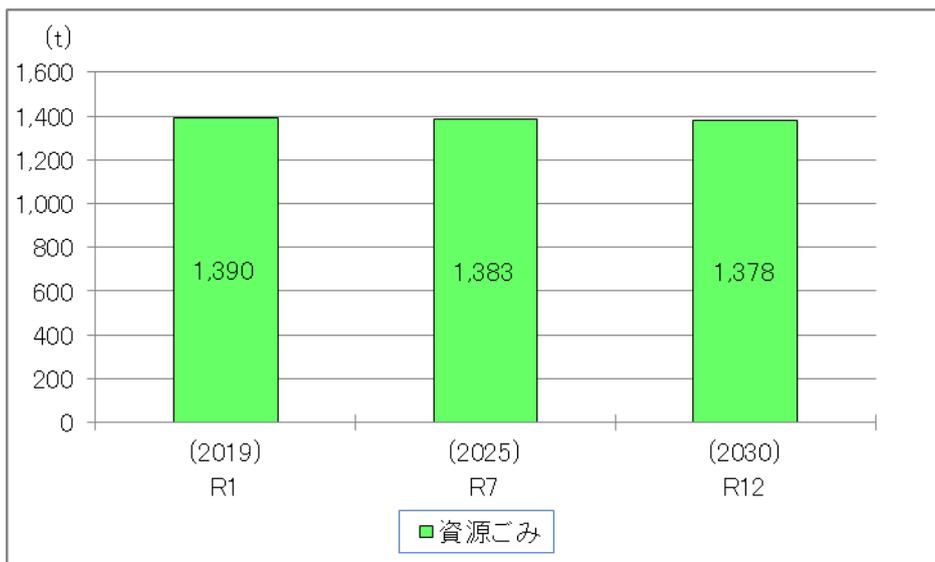


図 4.3.3 将来のごみ量推計（資源ごみ）

事業系ごみは、2,373tと見込むものとします。

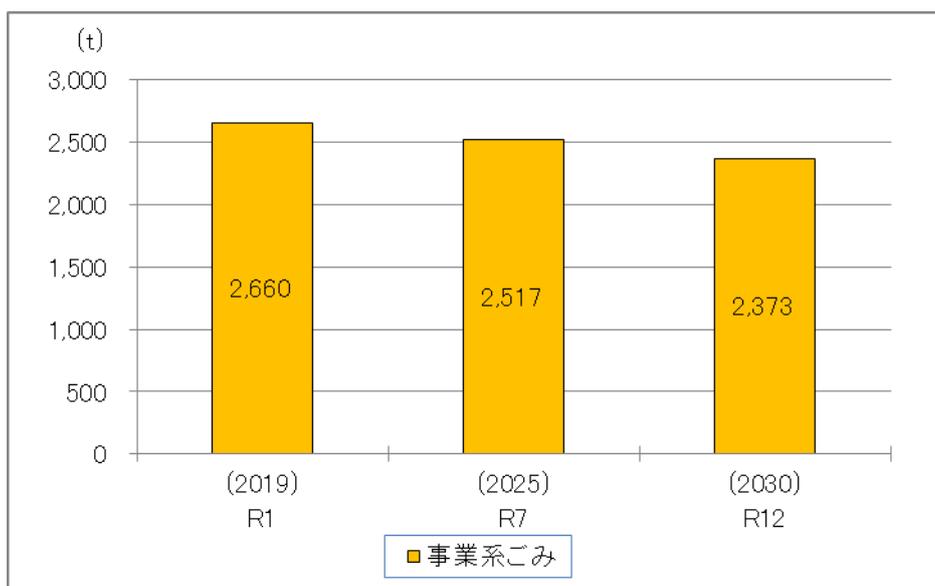


図 4.3.4 将来のごみ量推計（事業系ごみ）

4 ごみの種類及び分別の区分

(1) ごみの種類

分別の種類は可燃物ごみ、プラスチック類ごみ、不燃物ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみの6分別です。資源ごみについては、カン類、ビン類、古紙類、古布類、ペットボトル、白色トレイをステーション方式、拠点回収及び集団回収で回収しています。

(2) 分別の区分

分別区分は表 4.4.1 に示すとおり、現在の分別区分を継続するものとします。ただし、資源化率の向上及び可燃物ごみなどの減量のため、新たな分別区分の検討及び住民への周知徹底に取り組めます。

表 4.4.1 分別区分計画

分別区分		品目
可燃物ごみ		台所ごみ、割ばし、板くず、棒きれ、草花、紙くず等
プラスチック類ごみ		ビニール袋やシート、柔らかい容器類、その他合成樹脂類等
不燃物ごみ		陶器類、金属製品、玩具類、割れガラス、割れビン等
粗大ごみ		机、いす、ベッド、タンス、鏡台、ふとん、マットレス等
資源ごみ	カン類	飲用カン等
	ビン類	飲用ビン等
	古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール等
	古布類	衣類、毛布、布製カーテン等
	プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ
収集できないごみ	直接搬入ごみ	事業系一般廃棄物等
	処理困難物	モーター類、エンジン、廃油等
有害ごみ		廃乾電池、廃蛍光管

(3) 分別区分の周知徹底

ごみ及び資源の適正な排出については、パンフレットなどの配布や指導により市民及び事業者に対して情報提供並び啓発を行っていますが、あいさい出前講座の活用や、令和元年8月より導入したごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」による情報の発信など、周知徹底に努めるものとします。

5 収集運搬計画

(1) 現状の課題

ステーション方式や拠点回収は、効率的な収集が行えるという長所がある反面、排出者が明確でなくなることや排出場所の清掃や管理の強化が必要となり、適正な排出に関する指導監視を検討しなければなりません。

多様化するごみの種類によっては、分別収集品目の追加も考えられ、確実かつ安定した収集運搬を行うためには、こうした変化に対応可能な体制の確保が課題となります。また、今後進んでいく高齢化社会に向けた収集体制も検討する課題であると考えています。

(2) 計画内容

①収集の主体

家庭より排出されるごみについては、市が主体となって行います。また、事業系ごみについては事業者の責任において行うものとします。

②収集対象物

市民の日常生活から発生する生活系ごみとします。

③収集体制

収集運搬体制は、基本的に現状どおりとし、委託により収集を行うものとします。なお、収集運搬及びごみ処理の概要は表4.5.1及び表4.5.2に示すとおりです。

表 4.5.1 収集運搬の概要

分別区分		品目	回収方法
可燃物ごみ		台所ごみ、割ばし、板くず、棒きれ、草花、紙くず等	ステーション方式
プラスチック類ごみ		ビニール袋やシート、柔らかい容器類、その他合成樹脂類等	
不燃物ごみ		陶器類、金属製品、玩具類、割れガラス、割れビン等	
粗大ごみ		机、いす、ベッド、タンス、鏡台、ふとん、マットレス等	ステーション方式及び戸別回収
資源ごみ	カン類	飲用カン等	ステーション方式、拠点回収及び集団回収
	ビン類	飲用ビン等	
	古紙類	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙製容器等	
	古布類	衣類、毛布、布製カーテン等	
	プラスチック類	ペットボトル、白色トレイ	
有害ごみ		廃乾電池、廃蛍光管	ステーション方式及び拠点回収

表 4.5.2 ごみ処理の概要

中分類	小分類	収集回収	中間処理	搬入先
家庭ごみ	可燃物ごみ	週 2 回	組合	灰は組合指定処分場
	プラスチック類ごみ	週 1 回	組合	灰は組合指定処分場
	不燃物ごみ	月 2 回	組合	金属は再生資源化業者 灰は組合指定処分場
	粗大ごみ	月 2 回	組合	金属は再生資源化業者 灰は組合指定処分場
資源ごみ	カン類	月 2 回	委託業者	再生資源化業者
	ビン類	月 2 回	委託業者	再生資源化業者
	古紙類	月 2 回	委託業者	再生資源化業者
	古布類	月 2 回	委託業者	再生資源化業者
	ペットボトル	ステーション方式及び拠点 随時回収	委託業者	再生資源化業者
	白色トレイ	ステーション方式及び拠点 随時回収	委託業者	再生資源化業者
有害ごみ	廃乾電池	ステーション方式及び拠点 随時回収	委託業者	再生資源化業者
	廃蛍光管	拠点随時回収	委託業者	再生資源化業者
事業系ごみ	可燃物ごみ	/	組合	灰は組合指定処分場

(3) 重点施策

①適正な収集形態の検討

現状の拠点回収及び集団回収している資源については、回収を継続し、資源収集量の増大を図ります。

集団回収については、補助金等の見直しを行い、拠点回収については拠点設置場所の見直しつつ、資源ごみ回収率の増加を図ります。

②排出者責任が明確化される排出ルールなどの検討

衛生委員（環境美化指導員）の設置などにより、地域や現場に密着した指導を行います。

賃貸住宅などについては、家主や不動産管理会社の指導及び管理責任を徹底させるとともに、パンフレットの配布など指導の徹底を図ります。

近年増加している外国人居住者に対し、外国語版ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信し、ごみの出し方を周知します。

③収集運搬業務の適正化

効率的な収集経路の確保や、今後進んでいく高齢化に対する収集方法などについて検討を行います。

6 中間処理計画

(1) 現状の課題

中間処理施設での処理費が高いため、より効率的な処理を行うことにより経費削減に努め、併せて環境負荷の少ない適切な処理と維持管理が必要です。

(2) 計画内容

①処理主体

現行どおり、中間処理の主体は組合とし現体制を維持していくものとします。

②処理対象物

可燃物ごみ、プラスチック類ごみ、不燃物ごみ及び粗大ごみを中間処理の対象とします。

③処理方法

可燃物ごみは、焼却施設で処理し、焼却残渣は、セメント原料としての資源化や最終処分場にて埋立処分します。プラスチック類ごみや可燃性粗大ごみは、処理施設で破碎後、焼却施設で処理をします。不燃物ごみ及び不燃性粗大ごみは、処理施設で破碎し、破碎残渣、破碎鉄及び破碎アルミに分別し、破碎残渣は、焼却施設で処理、鉄及びアルミは資源化します。

7 最終処分計画

(1) 現状の課題

最終処分量は、減少傾向にあるものの、今後ごみ排出量の増加に伴い、最終処分量も増加し、最終処分場の寿命を縮める可能性があります。

(2) 計画内容

①処理主体

現在、組合で処理を行っていることから、継続して行っていくこととします。

②処理対象物

中間処理する必要がないもの及び中間処理を経て最終的に残ったごみで、さらに資源化及び減量化することが困難なもので、可能な限り無害化及び安定化していくものとします。

③処理方法

最終処分場は、埋立処分を基本とします。

8 最終処分場

都市化に伴い、最終処分場の確保は非常に困難な状況です。また、本市単独で最終処分場を確保する考えはなく、現在焼却処理により発生する焼却灰等は組合を通じて民間に委託し処分を行っていますが、用地には限りがありますので、ごみの再資源化や減量化により最終処分量の削減に努めます。

第5章 生活排水処理基本計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市が、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針となる計画のうち、生活排水処理の部分について定めたものであり、本市における生活排水処理に関する市の特性などを考慮して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の視点から、生活排水処理に係る理念及び、目標並びに生活排水処理施設整備の基本方針を明らかにするものです。

2 生活排水処理に係る理念及び目標

家庭から排出される生活排水は、し尿及び浄化槽汚泥と台所や風呂場から排出される生活雑排水に区分され、近年の生活様式の向上に伴い、汚泥負荷量の増加及び質的变化が、河川及び湖沼などの環境汚染問題の原因としてクローズアップされています。

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水対策を積極的に推進していくことが重要な課題となり、本市でも生活排水対策の必要性和緊急性が深く認識されるようになってきています。

このような状況から、生活排水を適正に処理することにより、身近な公共用水域の水質改善を図るべく、生活排水処理に関する事業に取組み、地域住民の理解と協力のもとに、生活環境により快適で豊かな水環境を得ることを生活排水処理の目標とします。

3 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備は、快適な日常生活を営むうえで不可欠であるばかりでなく、河川などの公共用水域の水質保全に大きく寄与するものです。本市では、生活排水処理対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、生活排水処理施設整備の基本方針を次のとおりとします。

(1) 公共下水道の整備推進を図ります。

本市の公共下水道は、平成15年度より工事に着手し、平成21年度に一部の地域の供用開始を行いました。令和元年度までに382ヘクタールを整備しており、令和19年度までに857ヘクタールを整備する予定です。

また、令和19年度末には1日平均16,000m³の汚水を日光川下流浄化センターで処理し、浄化された水を伊勢湾へ放流します。

本市では、愛知県及び関係市町村と「日光川下流流域下水道推進協議会」を組織し、平成29年度に「日光川下流流域関連愛西市公共下水道事業全体計画」

の見直しを行いました。今後も計画に想定値と乖離のないように4～5年ごとに見直しを行い、早期実現に向けて整備を進めます。

(2) 公共下水道の整備区域外は、建築基準法第31条により合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

本市は、既存の単独処理浄化槽、合併処理浄化槽及び集中処理浄化槽が適正に維持管理がされるよう、管理者へ啓発を行い、水質に問題がある場合は指導します。

(3) し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設等で処理します。

組合のし尿処理施設等において安全で安定した処理を継続します。

4 生活排水処理の状況

本市の生活排水処理体系は、図5.4.1に示すとおりです。

本市の公共下水道は、日光川下流流域下水道事業計画を上位計画とする流域関連公共下水道により事業着手し、令和19年度末全域供用開始に向けて整備を行います。

各家庭や事業所等から排出される下水（し尿及び生活雑排水）を、下水道管で運び、日光川下流浄化センターで処理して河川に放流し、脱水汚泥は他の処理場で焼却し、セメント材料の一部としてリサイクルします。

また、公共下水道以外の施設のし尿及び浄化槽の清掃汚泥は、収集し組合のし尿処理施設等へ搬入して処理を行い、施設の処理工程から発生する汚泥は焼却後、埋立処分及び一部リサイクルします。

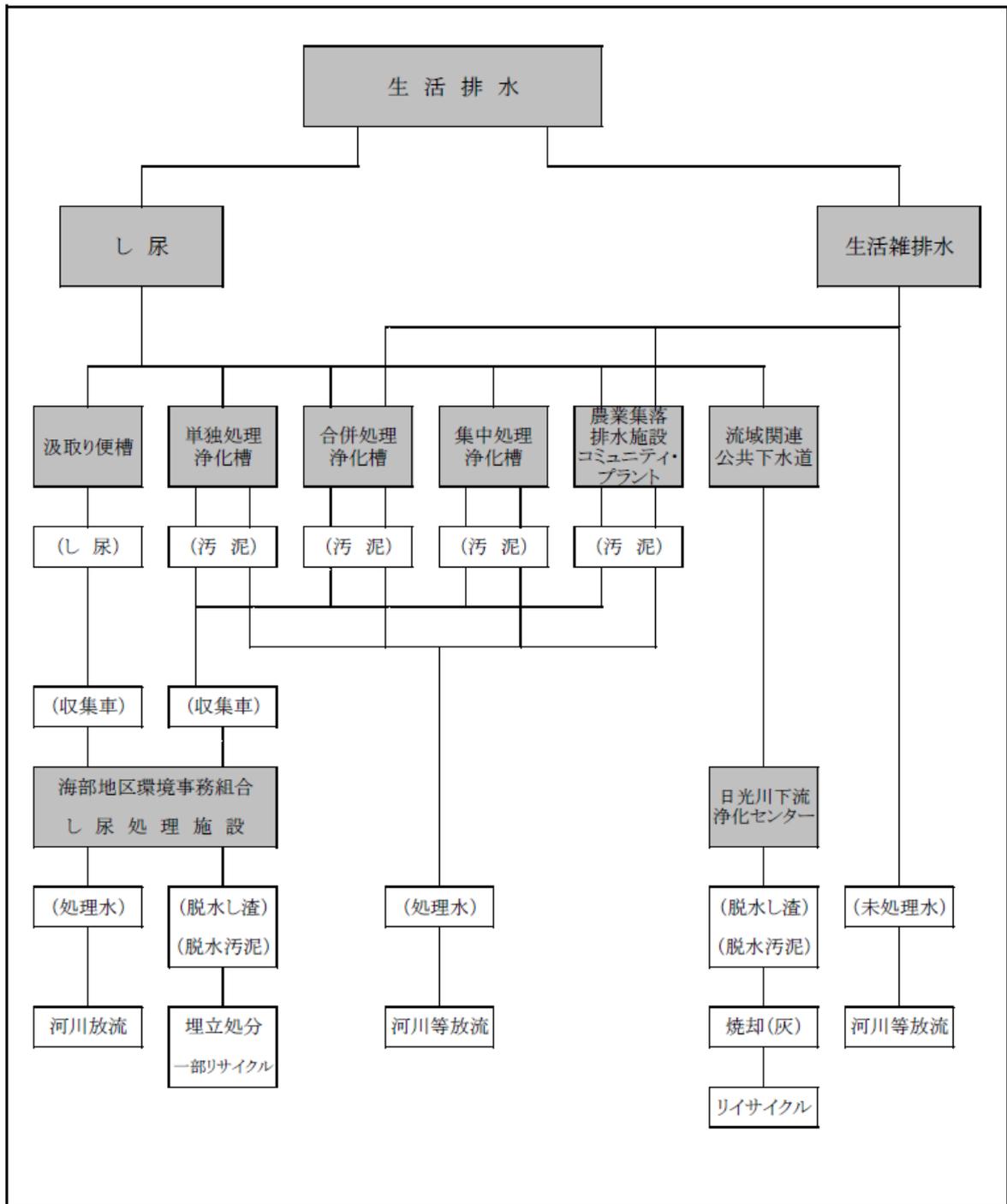


図5.4.1 生活排水処理体系

5 生活排水処理形態別人口

過去5年間（平成27年度～令和元年度、各年度末現在）の処理形態別人口の推計は、表5.5.1及び図5.5.1に示すとおりです。

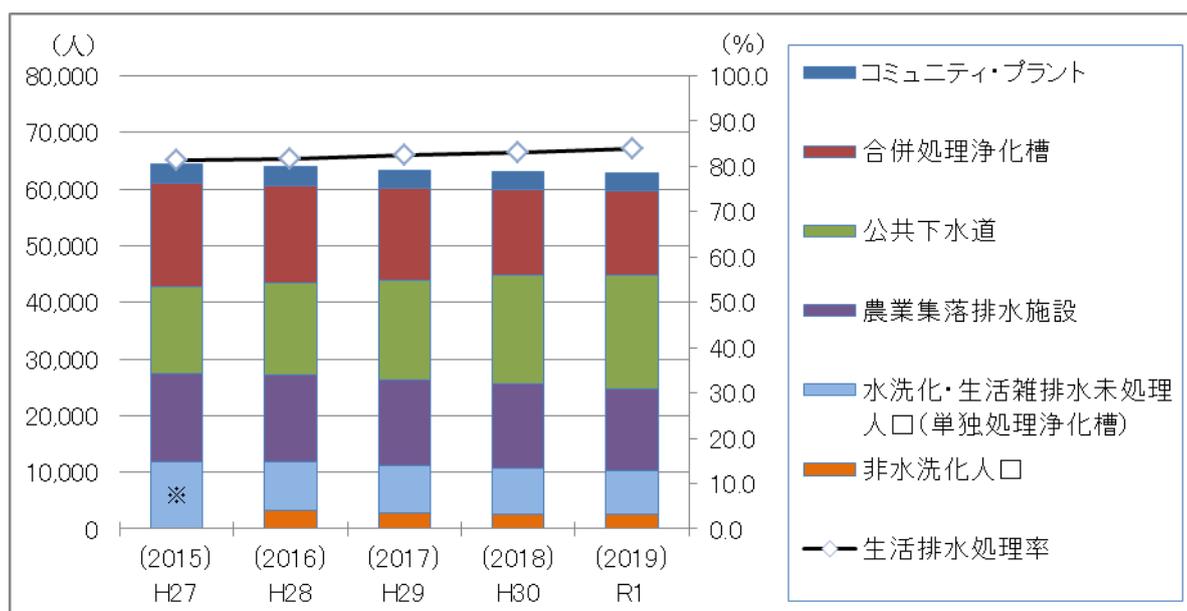
表5.5.1 生活排水処理形態別人口の推移（各年度末現在）

単位：人

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
1 計画処理区域内人口	64,430	63,932	63,417	63,057	62,849
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	52,513	52,144	52,247	52,433	52,683
① コミュニティ・プラント	3,473	3,297	3,252	3,219	3,183
② 合併処理浄化槽	18,136	17,240	16,192	15,129	14,981
③ 公共下水道	15,331	16,260	17,618	19,097	19,871
④ 農業集落排水施設	15,573	15,347	15,185	14,988	14,648
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	11,917※	8,591	8,332	8,029	7,666
(3) 非水洗化人口		3,197	2,838	2,595	2,500
2 計画処理人口区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）	81.5	81.6	82.4	83.2	83.8

※ 詳細が不明のため、合計で表示

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口／計画処理区域内人口×100



※ 詳細が不明のため、合計で表示

図5.5.1 生活排水処理形態別人口の推移

6 し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

過去5年間（平成27年度～令和元年度）のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推計は表5.6.1及び図5.6.1に示すとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥とも収集量は減少傾向にあります。

表5.6.1 し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量の推移

単位：kℓ

	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年
し尿	1,990	1,863	1,748	1,593	1,427
浄化槽汚泥	20,358	19,830	19,681	19,839	19,713
計	22,348	21,693	21,429	21,432	21,140

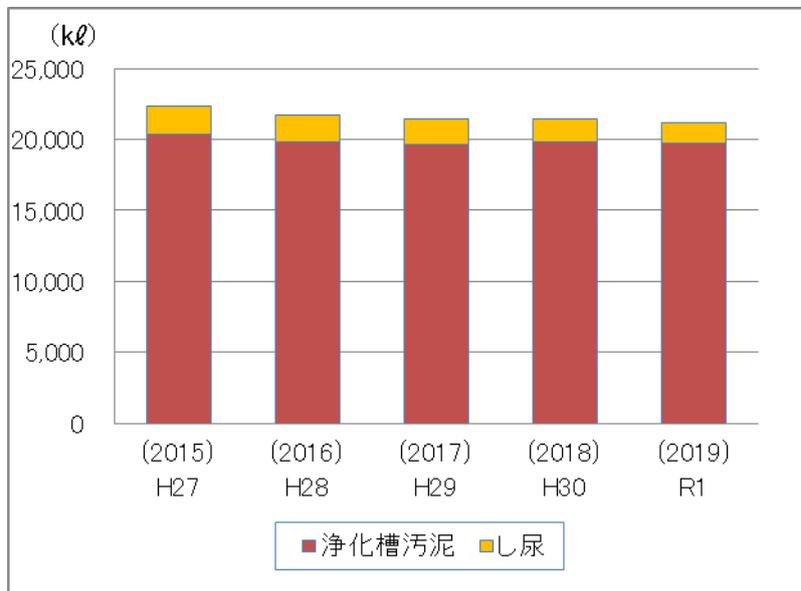


図5.6.1 し尿及び浄化槽汚泥の年間処理量の推移

7 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の実態を把握した上で、現状及び今後の生活排水処理に係る問題点や課題を抽出すると次のとおりです。

- ・生活排水処理施設とは、合併処理浄化槽をはじめ、公共下水道、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設があげられます。
- ・生活排水処理施設の整備を効率的に実施するための計画を、上位計画の全県域汚水適正処理構想と整合をとり進めます。
- ・また、公共下水道については令和19年度末までの長期に渡る事業のため、下水道供用の遅延地域においては、合併処理浄化槽設置費補助を行います。

8 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体及びし尿処理施設等（上野センター、新開センター）の概要については、表5.8.1から表5.8.3までに示すとおりです。

表5.8.1 生活排水の処理主体

処理施設の種類		生活排水の種類	処理主体
コミュニティ・プラント 農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	本市
浄化槽	単独処理浄化槽	し尿	個人等
	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
し尿処理施設等		し尿及び浄化槽汚泥	組合

表5.8.2 上野センターの概要

施 設	し尿処理施設	し尿浄化槽汚泥処理施設
方式	酸化処理方式	好気性処理方式
能力（kℓ/日）	150	100
竣工年月	昭和50年3月	昭和54年3月
所在地	弥富市上野町2番地15	

表5.8.3 新開センターの概要

施 設	し尿浄化槽汚泥処理施設
方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
能力（kℓ/日）	135
竣工年月	平成11年8月
所在地	津島市新開町二丁目212番地

9 生活排水処理基本計画

基本方針に掲げた理念、目標を達成するために、できるだけ多くの生活排水を施設において処理することを目的として、市内各地区の実情に対応した処理施設の整備を推進していくものとします。

目標年度（令和12年度）における生活排水処理形態別の人口内訳は表5.9.1及び図5.9.1に示すとおりです。

表5.9.1 生活排水処理形態別人口の推計

単位：人

区分	年度	現況 (令和元年度)	中間年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
1 計画処理区域内人口		62,849	58,996	56,660
(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	(1) 水洗化・生活雑排水処理人口	52,683	55,167	55,513
	① コミュニティ・プラント	3,183	3,067	2,966
	② 合併処理浄化槽	14,981	8,873	5,300
	③ 公共下水道	19,871	28,886	33,216
	④ 農業集落排水施設	14,648	14,341	14,031
(2) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7,666	2,769	742	
(3) 非水洗化人口	2500	1,060	405	
2 計画処理人口区域外人口		0	0	0
生活排水処理率 (%)		83.8	93.5	98.0

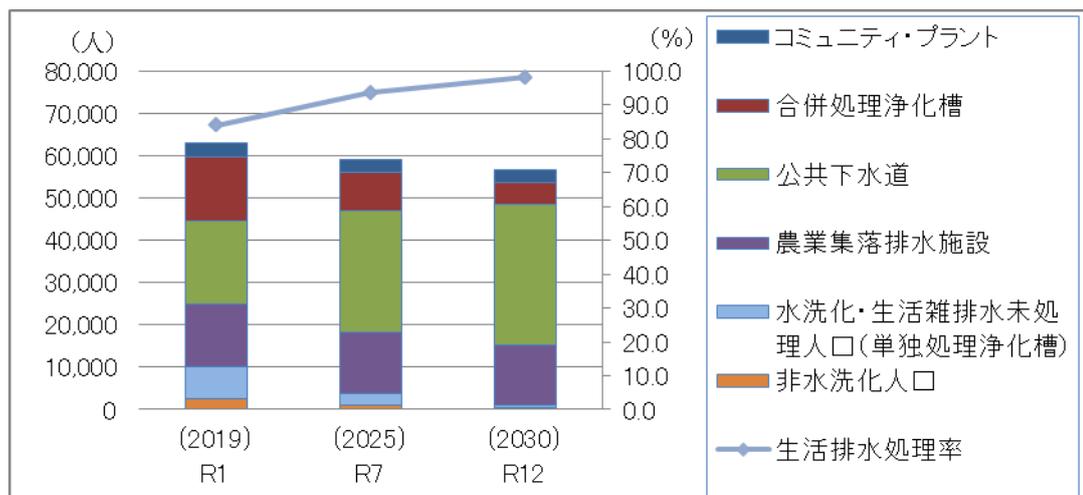


図5.9.1 生活排水処理形態別人口の推計

第6章 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、し尿が許可業者4者、浄化槽汚泥が許可業者5者で行っています。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、組合のし尿処理施設等で処理を行っています。

2 収集運搬計画

(1) 収集運搬の目標

生活圏から発生するし尿及び浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に処理するため、し尿及び浄化槽汚泥収集の需要に応えるべく、収集体制の効率化及び円滑化を図ります。

(2) 収集区域の範囲

本市全域を収集対象区域とします。

(3) 収集運搬の方法及び量

①収集運搬の実施体制

収集運搬については、現行どおりし尿及び浄化槽汚泥ともに許可業者により行い、収集物は、し尿処理施設等へ搬入します。

②収集・運搬機材

バキューム車による収集運搬方式とします。

③収集方法

一般世帯及び事業所などは、市の許可を受けた業者に収集依頼をします。また、浄化槽法では、年1回の法定検査を受けることが定められています。

④収集運搬対象物

市内から発生するし尿及び浄化槽汚泥の全量とします。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理並びに最終処分については、今後も組合により実施するものとします。

現況（令和元年度）、中間年度（令和7年度）及び目標年度（令和12年度）における、し尿及び浄化槽汚泥の排出量を表6.2.1及び図6.2.1に示しました。

表6.2.1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

単位：kℓ

	現況 (令和元年度)	中間年度 (令和7年度)	目標年度 (令和12年度)
し尿量	1,427	1,025	587
浄化槽汚泥量	19,713	18,861	18,224
合計	21,140	19,886	18,811

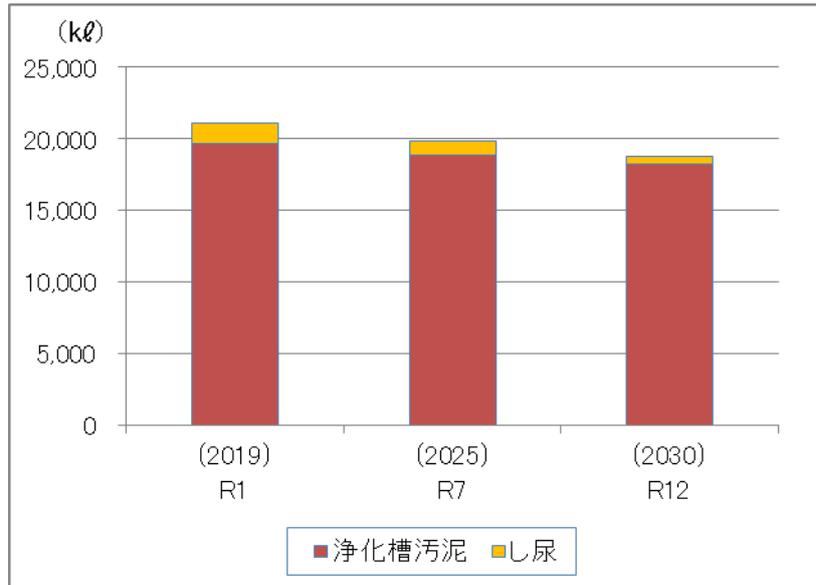


図6.2.1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

3 中間処理計画

(1) 中間処理の目標

中間処理の目標は、処理の変動への対応、周辺環境への十分な配慮等に留意し、適正にし尿などの処理を行うものとします。

(2) 中間処理の方法及び量

① 中間処理の実施体制

現行どおり、中間処理の主体は組合とし、現体制を維持していくものとします。

② 処理方法

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設等へ搬入し、計画水質以下まで処理を行うものとします。

③ 中間処理対象物

計画地域から発生するし尿及び浄化槽汚泥全量とします。

4 最終処分計画

(1) 最終処分の目標

現状どおりの処分を継続していき、焼却設備にて無害化、安定化を図ります。

(2) 最終処分の方法

①処理方法

最終処分は、組合が主体となり、現状どおり汚泥及びし渣とも焼却後、埋立処分します。

②最終処分対象物

最終処分対象物は、脱水し渣及び脱水汚泥とします。